


所管部課		福祉部 高齢介護課 福祉部 障害福祉課	部長	川口 莊一	
件名		令和3年度東大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金交付要綱について		区分	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い高齢者及び障害者の利用する施設に対し、施設利用者及び従業員に係るPCR検査の費用を補助するための、単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 補助対象事業者 市の区域内の指定事業所において、下記の介護サービス又は障害福祉サービスを提供している事業者 対象サービス (介護) 認知症グループホーム、ショートステイ、特定施設入居者生活介護 (障害) 短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練</p> <p>イ 補助対象経費 施設利用者及び従業員に係るPCR検査に係る経費</p> <p>ウ 補助金額 利用者又は従業員数×2万円の範囲内で実績に応じた額</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和3年4月1日から適用</p> <p>(3) 影響及び効果 対象施設におけるPCR検査の実施を支援することにより、陽性者の早期発見及び早期対策に寄与し、もって感染拡大の防止並びに施設の従業員及び利用者の安全の確保を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年4月15日 第1回臨時会にて補正予算成立</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>高齢・障害とも、広域型施設については、原則東京都が直接補助する。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。